

令和5年度 公共事業事後評価の概要

■基本的な考え方

事前評価等の対象となった地区の事業完了後において、事業効果の発現状況や整備施設の管理状況等の確認を行い、その結果を同種事業の今後の実施に活用することを目的に事後評価を実施する。

■評価の対象

事業完了後5年が経過した地区のうち、公共事業評価専門委員会において認められた地区

■評価の対象地区数

3地区（水産林務部1地区、建設部2地区）

■評価の視点

(1) 効果の発現状況

- ・ 整備後の効果発現
- ・ 整備施設の管理及び利用者等への意見聴取
- ・ 整備における環境等の影響

(2) 同種事業に今後活用すべき事項

■評価の時点

令和5年8月1日現在

1 令和5年度第2回公共事業評価専門委員会《R5.7.26》

■令和5年度 公共事業事後評価実施要領の審議、事後評価_対象3地区の決定

2 ヒアリング等《R6.1.29》

■委員（全員）ヒアリング

- | | | |
|------------------------|-----------|--------|
| ・ 林道整備事業費（農山漁村交付金事業） | 【富内第2地区】 | （むかわ町） |
| ・ 道路改築事業費（社会資本整備総合交付金） | 【元地香深線】 | （礼文町） |
| ・ 道営住宅建設費（社会資本整備総合交付金） | 【（仮称）南稚内】 | （稚内市） |

3 令和5年度第4回公共事業評価専門委員会《R6.2.9》

■事後評価_対象3地区の審議

4 令和6年度第1回政策評価委員会《R6.4.15》

■令和5年度 公共事業事後評価（試行）結果の報告